

○農林水産省令第 号

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）の規定に基づき、並びに同法及び重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律施行令（令和八年政令第 号）を実施するため、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律施行規則を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律施行規則

（重要品種育成事業計画の認定の申請）

第一条 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により重要品種育成事業計画の認定を受けようとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 重要品種育成事業計画

二 当該申請をしようとする者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面

三 当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五 当該申請をしようとする者の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）（法人その他の団体にあつてはその設立に当たつて準拠した法令を制定した国及びその総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者（以下「主要株主等」という。）の氏名、住所及び国籍等（主要株主等が法人である場合には、その名称、設立に当たつて準拠した法令を制定した国及び主たる事務所の所在地）を証明する書類

三 法第六条第一項の代表者は、一名とする。

(研究機構の研究開発設備等)

第二条 法第六条第三項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものをいう。

- 一 重要品種育成事業に係る重要品種の育成に用いる設備等（法第六条第三項第三号に規定する施設、設備、機器、装置、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）をいう。次号において同じ。）及びほ場
- 二 前号に掲げる設備等及びほ場の円滑な利用を図るために必要な設備等及び土地

(重要品種育成事業計画の変更の認定の申請)

第三条 法第七条第一項の規定により重要品種育成事業計画の変更の認定を受けようとする者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に農林水産大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 変更後の重要品種育成事業計画及び変更前の重要品種育成事業計画に従って行われる重要品種育成事

業の実施状況を記載した書類

二 第一条第二項第二号から第五号までに掲げる書類

(重要品種育成事業計画の軽微な変更)

第四条 法第七条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 氏名及び住所の変更

二 重要品種育成事業の実施期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の重要品種育成事業計画の内容の実質的な変更を伴わないと農林水産大臣が認める変更

(認定重要品種育成事業者が育成をした品種の報告)

第五条 法第十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出してしなければならない。

一 認定重要品種育成事業者の氏名及び住所

二 認定重要品種育成事業により育成をした品種が保持していると思料する法第二条第一項第一号に規定

する特性その他その形質に係る特性

三 当該品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置

四 当該品種が職務育成品種である場合には、その旨

五 その他参考となるべき事項

(確認書の交付)

第六条 農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第一条第一項又は第二条第一項の申請書及びこれらに添付すべき書面の提出があつた場合において、申請人が法第十条第四項又は第五項に規定する認定重要品種育成事業者であることを確認したときは、その申請人に確認書を交付するものとする。

(都道府県基本計画の協議)

第七条 都道府県は、法第十二条第一項の規定により都道府県基本計画について協議しようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項を明らかにした都道府県基本計画を、農林水産大臣に提出しなければならない。

(都道府県基本計画の公告)

第八条 法第十二条第四項（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、都道府県基本計画の案並びに当該都道府県基本計画の案の縦覧の場所及び期間について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(都道府県基本計画の作成等の提案)

第九条 法第十二条第七項の規定により都道府県基本計画の作成又は変更をすることを提案しようとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に当該提案に係る都道府県基本計画の素案を添えて、都道府県に提出しなければならない。

(都道府県基本計画の変更の協議)

第十条 法第十三条第一項の規定により都道府県基本計画の変更に係る同意を得ようとする都道府県は、変更しようとする事項及びその理由を記載した変更協議書に変更後の都道府県基本計画を添付して、農林水産大臣に提出しなければならない。

(都道府県基本計画の軽微な変更)

第十一条 法第十二条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 地域の名称又は地番の変更に伴う変更

二 法第十二条第二項第一号又は第四号に規定する重要品種の名称の変更

三 前号に掲げるもののほか、都道府県基本計画の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないと農林水産大臣が認める変更

2 法第十三条第二項の規定により都道府県基本計画の軽微な変更に係る届出をしようとする都道府県は、変更した事項及びその理由を記載した届出書を、農林水産大臣に提出しなければならない。

(重要品種種苗生産事業活動計画の認定の申請)

第十二条 法第十六条第一項の規定により重要品種種苗生産事業活動計画の認定を受けようとする者は、氏名及び住所を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 重要品種種苗生産事業活動計画

一 当該申請をしようとする者が法人である場合にあつては、その定款又はこれに代わる書面

三 当該申請をしようとする者が法人でない団体である場合にあつては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

四 当該申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

五 当該重要品種種苗生産事業活動計画に法第十六条第三項第一号に掲げる事項を記載する場合にあつては、同号の施設の規模及び構造を明らかにした図面

六 当該重要品種種苗生産事業活動計画に法第十六条第五項に規定する事項を記載する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 次に掲げる者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が当該申請をしようとする者である場合には、定款又はこれに代わる書面を除く。）

(1) 当該事項に係る農地を農地以外のものにする者

(2) 当該事項に係る農用地を農用地以外のものにするため当該土地について農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項本文に規定する権利を取得しようとする者並びにその者のために

当該権利を設定し、又は移転しようとする者

- ロ 当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- ハ 当該事項に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- ニ 重要品種種苗生産事業活動を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面
- ホ 当該事項に係る農用地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、その同意があつたことを証する書面
- ヘ 当該事項に係る農用地が土地改良区の地区内にある場合にあつては、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から二十日を経過してもなおその意見を得られない場合にあつては、その事由を記載した書面）
- ト その他参考となるべき書類

3 法第十六条第一項の代表者は、一名とする。

（重要品種種苗生産事業活動の用に供する農業用施設の整備に関して重要品種種苗生産事業活動計画に記

載すべき事項)

第十三条 法第十六条第三項第一号ハの農林水産省令で定める事項は、重要品種種苗生産事業活動計画に同条第五項に規定する事項を記載する場合にあつては、次に掲げる事項とする。

一 当該事項に係る農地を農地以外のものにする場合にあつては、次に掲げる事項

イ 転用の時期

ロ 転用することによつて生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

ハ その他参考となるべき事項

二 当該事項に係る農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあつては、次に掲げる事項

イ 権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所

ロ 当該土地の所有者の氏名又は名称

ハ 当該土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称

ニ 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

ホ 転用の時期

ヘ 転用することによって生ずる付近の農用地、作物等の被害の防除施設の概要

ト その他参考となるべき事項

(重要品種種苗生産事業活動計画の概要の公表)

第十四条 都道府県知事は、法第十六条第一項又は第十七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた者の氏名又は名称及び当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画に従って行われる重要品種種苗生産事業活動の概要を公表するものとする。

(重要品種種苗生産事業活動計画の変更の認定の申請)

第十五条 法第十七条第一項の規定により重要品種種苗生産事業活動計画の変更の認定を受けようとする者は、氏名及び住所並びに変更しようとする理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類について

は、既に都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

- 一 変更後の重要品種種苗生産事業活動計画及び変更前の重要品種種苗生産事業活動計画に従って行われる重要品種種苗生産事業活動の実施状況を記載した書類
- 二 第十二条第二項第二号から第六号までに掲げる書類
(重要品種種苗生産事業活動計画の軽微な変更)

第十六条 法第十七条第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び住所の変更
- 二 重要品種種苗生産事業活動の実施期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、地域の名称又は地番の変更その他の重要品種種苗生産事業活動計画の内容の実質的な変更を伴わないと都道府県知事が認める変更
(協定の認可を受ける場合の添付書類)

第十七条 法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定による認可を受けようとするときは、法第二十条

第三項又は第二十二條第一項の合意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(協定の公告)

第十八条 法第二十一条第一項（法第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は

、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 協定案の名称

二 協定区域案を表示した図面

三 協定案の縦覧の場所

四 協定案の縦覧の期間

2 前項（第四号に係る部分を除く。）の規定は、法第二十二條第二項（法第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(協定区域の明示方法)

第十九条 法第二十二條第二項（法第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による協定区

域の明示は、協定区域内の見やすい場所に当該協定区域を表示した図面を掲示して行うとともに、当該図

面をインターネットの利用その他の適切な方法により公衆の閲覧に供するものとする。

(農用地区域設定の要請)

第二十条 法第二十七条第一項の規定により要請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した要請書を市町村長に提出しなければならない。

一 当該要請をしようとする者の氏名及び住所

二 当該要請に係る農用地の所在、地番、地目、用途及び地積

三 当該要請に係る農用地につき所有権以外の農地法第三条第一項本文に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者がある場合には、その者の氏名及び住所並びにその権利の表示

２ 前項の要請書には、法第二十七条第一項の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（令和八年十二月一日）から施行する。

(種苗法施行規則の一部改正)

第二条 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前				
（願書の記載事項等） 第五条（略） 2 （略） 3 法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〜四 （略） 五 次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、その旨及び同表の下欄に掲げる規定に規定する確認書の番号 <table><tr><td>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項</td><td>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）第十条</td></tr><tr><td>米穀の新用途への利用の促</td><td>米穀の新用途への利用の促</td></tr></table>	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）第十条	米穀の新用途への利用の促	米穀の新用途への利用の促	（願書の記載事項等） 第五条（略） 2 （略） 3 法第五条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〜四 （略） 五 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項の規定の適用を受けようとするときは、その旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）第十条の確認書の番号
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第十三条第一項	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則（平成二十年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号）第十条				
米穀の新用途への利用の促	米穀の新用途への利用の促				

重要品種の育成及びその種	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用 の促進に関する法律（令和 六年法律第六十三号）第十 六条第一項	環境と調和のとれた食料シ ステムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等 に関する法律（令和四年法 律第三十七号）第四十二条 第一項	花きの振興に関する法律（ 平成二十六年法律第百二号 ）第十三条第一項	福島復興再生特別措置法（ 平成二十四年法律第二十五 号）第六十五条第二項	地域資源を活用した農林漁 業者等による新事業の創出 等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律（平 成二十二年法律第六十七号 ）第十七条第一項	進に関する法律（平成二十 一年法律第二十五号）第十 一条第一項
重要品種の育成及びその種	農業の生産性の向上のため のスマート農業技術の活用 の促進に関する法律施行規 則（令和六年農林水産省令 第五十号）第十八条	環境と調和のとれた食料シ ステムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等 に関する法律施行規則（令 和四年農林水産省令第四十 二号）第二十一条	花きの振興に関する法律施 行規則（平成二十六年農林 水産省令第六十四号）第六 条	農林水産省関係福島復興再 生特別措置法施行規則（平 成二十四年農林水産省令第 三十三号）第十九条	地域資源を活用した農林漁 業者等による新事業の創出 等及び地域の農林水産物の 利用促進に関する法律施行 規則（平成二十三年農林水 産省令第七号）第十六条	進に関する法律施行規則（ 平成二十一年農林水産省令 第四十一号）第十四条

4 (削る) (略) (登録料の額等) 第十九条 (略) 2 (略) 3 次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、前項の品種登録料納付書にその旨及び同表の下欄に掲げる規定に規定する確認書の番号を記載しなければならない。	苗の生産の振興に関する法律(令和八年法律第七十一号)第十条第四項 苗の生産の振興に関する法律施行規則(令和八年農林水産省令第 号)第六 条
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十三条第二項 米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十二条第二項 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十七条第二項 福島復興再生特別措置法第六十五条第三項	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則第十条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則第十四条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則第十六条 農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則第十九条

4 (略) (登録料の額等) 第十九条 (略) 2 (略) 3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律第十三条第二項の規定の適用を受けようとするときは、前項の品種登録料納付書にその旨及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則第十条の確認書の番号を記載しなければならない。	六〇十一 (略)
--	-----------------

別記様式第十号を次のように改める。

(削る)		4 9 (略)	
	花きの振興に関する法律第十三条第二項	花きの振興に関する法律施行規則第六条	
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第四十二条第二項	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第二十一条	
	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用等の促進に関する法律第十六条第二項	農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用等の促進に関する法律施行規則第十八条	
	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律第十条第五項	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律施行規則第六条	

様式第十号（第十九条関係）

品 種 登 録 料 納 付 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

納付者

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

種苗法第45条の規定に基づき、登録料を下記のとおり納付します。

記

1 品種登録の番号 第 号

2 品種登録の年月日 年 月 日

3 農林水産植物の種類

4 登録品種の名称

5 納付年及び金額

納付年 第 年目

金額 円

☐ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用

法律名

確認書の番号

☐ 種苗法第45条第7項及び第8項の規定による追納

金額 円

（ここに収入印紙を貼付すること。収入印紙は消印しないでください。）

(備考)

1 5については、以下のとおり記載する。

(1) 他法律の規定により登録料の軽減を受けようとする場合には、「□ 他法律の規定による登録料の特例規定の適用」に「レ」を付す。なお、登録料の特例規定がある他法律は次のとおりとなる。

- ・農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）第 13 条第 2 項

- ・米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）第 12 条第 2 項

- ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 17 条第 2 項

- ・福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 65 条第 3 項

- ・花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）第 13 条第 2 項

- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 42 条第 2 項

- ・農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 16 条第 2 項

- ・重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和 8 年法律第 71 号）第 10 条第 5 項

(2) 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「□ 種苗法第 45 条第 7 項及び第 8 項の規定による追納」に「レ」を付す。

なお、(1)により登録料の軽減を受けようとする場合には、当該軽減後の登録料と同額の割増登録料を記載する。